

# Yan（山口アートネットワーク） 会則

## 【名称】

第1条 この会は、「Yan 山口アートネットワーク」と称する。

## 【事務所】

第2条 この会の事務所は、山口市におく。

## 【目的】

第3条 この会は、山口にある文化芸術を通して市民の文化振興に対する意識の高揚を促し、市民の自主性、創造的な文化・芸術活動の推進を図り、更なる発展を目指し、市民の生活に潤いを与え、社会の公益の増進に寄与することを目的とし、新たに「新しい文化・芸術を創造できるまちづくり」を目指す。

## 【事業】

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の地域交流文化創造支援事業を行う。

(1) 文化創造支援事業 (創る)

- ①アーティスト支援事業
- ②教育普及促進事業
- ③文化交流事業

(2) 情報事業 (伝える)

- ①情報発信事業
- ②情報提供促進事業

(3) 参加事業 (繋ぐ)

- ①参加型事業
- ②鑑賞型事業

(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 【会員】

第5条 この会の趣旨に賛同し、会の運営に協力できるものを会員とする。

## 【任期】

第6条 役員任期は年一回の総会の承認を基に2年とし、再任させることができる。

## 【役員】

第7条 この会の運営のため、会代表1名と幹事3名と相談役1名、その他会員で構成する。

代 表	1名
幹 事	3名
相 談 役	1名

## 【会議】

第8条 会議は代表が召集し、代表が議長となる。

2 代表者は必要があると認めるときは、会員以外の者の出席をもとめることができる。

## 【事務局】

第9条 この会の庶務を処理するために、会員が分担して庶務を行う。

## 【会計】

第10条 この会の経費は、会員会費、賛助会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

1 この会の決算は、幹事の監査を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 Y a n会費について

20年度会費	入会金	1,000円	一般年会費	1,000円	学生年会費	無料
	賛助会員会費		3,000円			

4 総会でその年度の会費を承認する。変更がある場合前年度までの会費の返金はしない。

※学生未成年は、入会金無料とする。

**【入会・脱会・統制】**

第11条 会員の資格は、加入申込書を会に提出し、受理されたときから始まる。会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の資格は、次の場合喪失する。

一 身上の事由により会に届け出た場合。

二 会員が、会の目的に反する行動をなしたとき、もしくは会の利益を害し、または統制を乱したときは、除名することができる。

**【その他】**

第12条 この会則のほか、必要な事項は、全体会議で協議のうえ決定する。

**附 則**

1 この会則は平成23年4月1日から施行する。

2 この会はH18年9月より平成5年から若手芸術家の活動を支援してきた美術団体「今・アート・山口！」（代表；中野聡）と提携する。